

平成 26 年 3 月 14 日

経 済 戦 略 局

「2014 年度 勤務労働条件に関する要求書」に対する回答について

1 基本的な考え方

「大阪市労使関係に関する条例」及び「大阪市労使関係に関する条例施行規則」に基づき、管理運営事項につきましては意見交換を行わないこととしておりますが、勤務労働条件に関わる事項については、誠意を持って対処してまいりたい。

2 要求書の項目について

- ・ 労働安全衛生対策については、これまでと同様に経済戦略局安全衛生委員会及び経済戦略局 A T C 職場安全衛生委員会を定期的に開催するとともに、安全衛生委員による職場巡視も行い、所属職員の安全と健康の増進を図るとともに、快適な職場環境の形成に努めてまいります。
- ・ メンタルヘルス対策については、「大阪市職員心の健康づくり計画」に基づき、人事部厚生グループとも連携を図りながら、積極的・計画的に取り組み、職員にとってより働きやすい、明るい職場の環境づくりに今後とも努めてまいります。
- ・ 上記以外の事項につきましては、当局には具体的な交渉事項がないか、あるいは市従本部と人事室間での協議事項であるか、あるいは職制が主体性をもって取り組むべき事項であると認識しております。今後、勤務労働条件にかかわる事項が生じる場合には、誠意を持って対処してまいりたいと考えております。